

## 改正

平成18年4月1日

平成22年6月1日

平成26年6月4日改正第62号

平成26年10月3日改正第70号

平成28年3月22日改正第68号

平成28年7月27日改正第107号

平成29年1月11日改正第10号

平成29年3月22日改正第65号

東北学院大学点検・評価に関する規程

### 第1章 総則

(規程の趣旨)

**第1条** この規程は、東北学院大学学則第1条の2第2項並びに東北学院大学大学院学則第2条第2項及び第3項に基づき、東北学院大学（以下「本学」という。）の点検・評価について、必要な事項を定める。

### 第2章 点検・評価の実施方法

(点検・評価実施の周期)

**第2条** 本学の点検・評価は、原則として3年ごとに実施するものとする。

2 前項の定めにかかわらず、大学の点検・評価を必要とする研究プロジェクト等については、必要に応じて実施する。

(点検・評価項目及び内容)

**第3条** 前条第1項の点検・評価項目は、次の各号のとおりとする。

- (1) 理念・目的
- (2) 教育研究組織
- (3) 教員・教員組織
- (4) 教育内容・方法・成果
- (5) 学生の受け入れ
- (6) 学生支援

- (7) 教育研究等環境
- (8) 社会貢献・社会連携
- (9) 管理運営・財務
- (10) 内部質保証
- (11) その他

2 前項の点検・評価項目の詳細な内容は、別に定める。

3 点検・評価にさいしては、そのための必要な資料として、教育・研究業績を含む大学基礎データを収集・整理するものとする。

4 点検・評価項目の評価基準及び大学基礎データの様式は、大学設置基準及び大学院設置基準等が定めるものによるほか、公益財団法人大学基準協会等が実施する認証評価に求められる主要点検・評価項目及び大学基礎データに準ずるものとする。

5 前条第2項の点検・評価項目は、研究プロジェクトの内容に応じて、その都度設定する。

(報告書の作成)

**第4条** 前条第1項に基づいて作成する報告書は次のとおりとする。

- (1) 点検・評価報告書(教育・研究業績を除く大学基礎データを含む)
- (2) 教育・研究業績報告書(大学基礎データ別冊)

2 前条第5項に基づいて点検・評価報告書を作成する。

### 第3章 点検・評価の組織

(委員会の設置・目的)

**第5条** 点検・評価を実施し、本学における教育・研究の質の向上をはかるため、東北学院大学点検・評価委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(委員会の業務)

**第6条** 委員会は、第2条に基づいて3年ごとに点検・評価を実施し、第4条第1項第1号に定める点検・評価報告書を作成する。

2 委員会は、前項に定める業務のほか、点検・評価項目の性質にしたがって点検・評価を行い、必要に応じて報告書を作成する。

3 委員会は、点検・評価の結果を踏まえ、実施体制、点検・評価項目、実施方法、点検・評価結果の活用方法等について定期的に見直し、その改善に努めなければならない。

(委員会の組織)

**第7条** 委員会の委員は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 総務担当副学長、学務担当副学長及び点検・評価担当副学長
- (2) 各学部長
- (3) 各研究科長
- (4) 各学部から1名ずつの教員
- (5) 各研究科から1名ずつの教員
- (6) 学長室長、宗教部長、学務部長、入試部長、学生部長、就職キャリア支援部長、図書館長、国際交流部長、情報システム部長及び総務部長
- (7) 庶務部長、人事部長、施設部長、広報部長及び財務部長

2 委員会に委員長を置く。

3 委員長は、点検・評価担当副学長をもって充てる。

4 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。

5 委員会は、関係組織に対し、点検・評価のために必要な資料の提出を求めることができる。

6 委員会は、研究プロジェクトの点検・評価の実施など必要に応じて、小委員会又は作業部会を設けることができる。なお、小委員会又は作業部会の活動状況は、委員会に報告する。

(専門委員会)

**第8条** 委員会は、点検・評価を円滑に実施するために、次の各号の専門委員会を設けることができる。

(1) 「授業改善のための学生アンケート」実施委員会

(2) 教育・研究業績編集委員会

(3) FD推進委員会

2 委員会は、それぞれの専門委員会について規程を設ける。

3 専門委員会は、それぞれの活動につき、定期的に委員会に報告するものとする。

(委員会の開催及び定足数)

**第9条** 委員会は委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は定期的開催されるほか、委員長の判断により必要に応じて開催されるものとする。

3 委員総数の3分の1以上の委員による要請がある場合は、委員長は速やかに委員会を開催しなければならない。

4 委員会の開催は、委員の過半数の出席を必要とする。

5 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。

(委員の任期)

**第10条** 第7条第1項第4号及び第5号の委員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の委員が欠けたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役職によって委員となる者については、役職の任期を委員の任期とする。

(点検・評価の報告)

**第11条** 委員会は、第6条第1項及び第2項に基づき作成した報告書を、速やかに学長に提出するものとする。

(委員会の事務)

**第12条** 委員会の事務は、学長室学長室事務課がこれを行う。

#### **第4章 点検・評価結果の公表と活用**

(報告書の公表)

**第13条** 学長は、委員会から提出された点検・評価の結果について理事長に報告するものとする。

2 学長は、委員会から提出された報告書を、本学教職員及び学外の諸機関等に公表できるものとする。

(報告書の活用)

**第14条** 学長及び関係各組織の長は、点検・評価の結果を踏まえ、本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育・研究活動及び管理運営等における問題点を速やかに改善し、質的水準の向上と活性化に努めるものとする。

#### **第5章 外部評価**

(外部評価の実施)

**第15条** 本学が実施する点検・評価について、外部による評価を受けるものとする。

2 外部評価を受ける場合は、委員会が発議し、教授会の議を経て行うものとする。

(点検・評価項目及び内容)

**第16条** 外部評価を受ける場合の点検・評価項目及び内容は、外部評価を実施する機関の定めるものに準ずる。

(評価結果の公表等)

**第17条** 外部評価結果の公表及び活用については、関係法令の定めに従うほか、第13条及び第14条に準ずるものとする。

#### **第6章 規程の改廃**

(改廃)

**第18条** この規程の改廃は、委員会が発議し、教授会及び大学院委員会の議を経て学長が行い、理事

会の承認を得るものとする。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成17(2005)年4月1日から施行する。
- 2 東北学院大学自己点検・評価委員会規程は、これを廃止する。
- 3 東北学院大学大学院自己点検・評価に関する規程は、これを廃止する。
- 4 東北学院大学大学院自己点検・評価委員会規程は、これを廃止する。

#### 附 則 (平成18年4月1日)

この規程は、平成18(2006)年4月1日から施行する。

#### 附 則 (平成22年6月1日)

この規程は、平成22(2010)年6月1日から施行する。

#### 附 則 (平成26年6月4日改正第62号)

この規程は、平成26(2014)年6月4日から施行し、平成26(2014)年4月1日から適用する。

#### 附 則 (平成26年10月3日改正第70号)

この規程は、平成26(2014)年10月3日から施行する。

#### 附 則 (平成28年3月22日改正第68号)

この規程は、平成28(2016)年4月1日から施行する。

#### 附 則 (平成28年7月27日改正第107号)

この規程は、平成28(2016)年7月27日から施行し、平成28(2016)年7月1日から適用する。

#### 附 則 (平成29年1月11日改正第10号)

この規程は、平成29(2017)年1月11日から施行する。

#### 附 則 (平成29年3月22日改正第65号)

この規程は、平成29(2017)年4月1日から施行する。

#### 別表 (第3条第2項に基づく点検・評価項目の詳細)

##### I 理念・目的

- 1 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか。
  - ア 理念・目的の明確化
  - イ 実績や資源からみた理念・目的の適切性
  - ウ 個性化への対応
- 2 大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員及び学生）に周知され、社会に公表されているか。

ア 構成員に対する周知方法と有効性

イ 社会への公表方法

3 大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。

## II 教育研究組織

1 大学の学部・学科・研究科・専攻及び附置研究所・センター等の教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものであるか。

ア 教育研究組織の編成原理

イ 理念・目的との適合性

ウ 学術の進展や社会の要請との適合性

2 教育研究組織の適切性について、定期的に検証を行っているか。

## III 教員・教員組織

1 大学として求める教員像及び教員組織の編成方針を明確に定めているか。

ア 教員に求める能力・資質等の明確化

イ 教員構成の明確化

ウ 教員の組織的な連携体制と教育研究に係る責任の所在の明確化

2 学部・研究科等の教育課程にふさわしい教員組織を整備しているか。

ア 編成方針に沿った教員組織の整備

イ 授業科目と担当教員の適合性を判断する仕組みの整備

ウ 研究科担当教員の資格の明確化と適正配置

3 教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか。

ア 教員の募集・採用・昇格等に関する規程及び手続の明確化

イ 規程等に従った適切な教員人事

4 教員の資質の向上を図るための方策を講じているか。

ア 教員の教育研究活動等の評価の実施

イ ファカルティ・ディベロップメント（FD）の実施状況と有効性

## IV 教育内容・方法・成果

1 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

① 教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか。

ア 学士課程・修士課程・博士課程専門学位課程の理念・目的との適合性

イ 教育目標と学位授与方針との整合性

ウ 習得すべき学習成果の明示

② 教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか。

ア 教育目標・学位授与方針と整合性のある教育課程の編成・実施方針の明示

イ 科目区分、必修・選択の別、単位数等の明示

③ 教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針が、大学構成員（教職員、学生等）に周知され、社会に公表されているか。

ア 周知方法と有効性

イ 社会への公表方法

④ 教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか。

## 2 教育課程・教育内容

① 教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を編成しているか。

ア 必要な授業科目の開設状況

イ 順次性のある授業科目の体系的配置

ウ 専門教育・教養教育の位置づけ

エ コースワークとリサーチワークのバランス

② 教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程にふさわしい教育内容を提供しているか。

ア 学士課程教育にふさわしい教育内容の提供

イ 専門分野の高度化に対応した教育内容の提供

ウ 理論と実務との架橋を図る教育内容の提供

エ 初年次教育・高大連携に配慮した教育内容

## 3 教育方法

① 教育方法及び学習指導は適切か。

ア 教育目標の達成に向けた授業形態（講義、演習、実験等）の採用

イ 履修科目登録の上限設定、学習指導の充実

ウ 学生の主体的参加を促す授業方法

エ 研究指導計画に基づく研究指導・学位論文作成指導

オ 実務的能力の向上を目指した教育方法と学習指導

② シラバスに基づいて授業が展開されているか。

ア シラバスの作成と内容の充実

イ 授業内容・方法とシラバスの整合性

③ 成績評価と単位認定は適切に行われているか。

ア 厳格な成績評価（評価方法・評価基準の明示）

イ 単位制度の趣旨に基づく単に認定の適切性

ウ 既習得単位認定の適切性

④ 教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか。

ア 授業の内容及び方法の改善を図るための組織的研修・研究の実施

#### 4 成果

① 教育目標に沿った成果があがっているか。

ア 学生の学習成果を測定するための評価指標の開発とその適用

イ 学生の自己評価、卒業後の評価（就職先の評価、卒業評価）

② 学位授与（卒業・修了認定）は適切に行われているか。

ア 学位授与基準、学位授与手続きの適切性

イ 学位審査及び修了認定の客観性・厳格性を確保する方策

#### V 学生の受け入れ

1 学生の受け入れ方針を明示しているか。

ア 求める学生像の明示

イ 当該課程に入学するに当たり、修得しておくべき知識等の内容・水準の明示

ウ 障がいのある学生の受け入れ方針

2 学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集及び入学者選抜を行っているか。

ア 学生募集方法、入学者選抜方法の適切性

イ 入学者選抜において透明性を確保するための措置の適切性

3 適切な定員を設定し、学生を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

ア 収容定員に対する在籍学生数比率の適切性

イ 定員に対する在籍学生数の過剰・未充足に関する対応

4 学生募集及び入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか。

#### VI 学生支援



1 学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に関する方針を明確に定めているか。

ア 学生に対する修学支援、生活支援、進路支援に関する方針の明確化

2 学生への修学支援は適切に行われているか。

ア 留学者及び休・退学者の状況把握と対処の適切性

イ 補習・補充教育に関する支援体制とその実施

ウ 障がいのある学生に対する修学支援措置の適切性

エ 奨学金等の経済的支援措置の適切性

3 学生の生活支援は適切に行われているか。

ア 心身の健康保持・増進及び安全・衛生への配慮

イ ハラスメント防止のための措置

4 学生の進路支援は適切に行われているか。

ア 進路選択に関わる指導・ガイダンスの実施

イ キャリア支援に関する組織体制の整備

## VII 教育研究等環境

1 教育研究等環境の整備に関する方針を明確に定めているか。

ア 学生の学習及び教員による教育研究環境整備に関する方針の明確化

イ 校地・校舎・施設・設備に係る大学の計画

2 十分な校地・校舎及び施設・設備を整備しているか。

ア 校地・校舎等の整備状況とキャンパス・アメニティの形成

イ 校地・校舎・施設・設備の維持・管理、安全・衛生の確保

3 図書館、学術情報サービスは十分に機能しているか。

ア 図書、学術雑誌、電子情報等の整備状況とその適切性

イ 図書館の規模、司書の資格等の専門能力を有する職員の配置、開館時間・閲覧室・情報検索設備などの利用環境

ウ 国内外の教育研究機関との学術情報相互提供システムの整備

4 教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備されているか。

ア 教育課程に特徴、学生数、教育方法等に応じた施設・設備の整備

イ ティーチング・アシスタント（TA）・リサーチ・アシスタント（RA）・技術スタッフなど教育研究支援体制の整備

ウ 教員の研究費・研究室及び研究専念時間の確保

5 研究倫理を遵守するために必要な措置をとっているか。

ア 研究倫理に関する学内規程の整備状況

イ 研究倫理に関する学内審査機関の設置・運営の適切性

## VIII 社会連携・社会貢献

1 社会との連携・協力に関する方針を定めているか。

ア 産・学・官等との連携の方針の明示

イ 地域社会・国際社会への協力量針の明示

2 教育研究の成果を適切に社会に還元しているか。

ア 教育研究の成果を基にした社会へのサービス活動

イ 学外組織との連携協力による教育研究の推進

ウ 地域交流・国際交流事業への積極的参加

## IX 管理運営・財務

1 管理運営

① 大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか。

ア 中・長期的な管理運営方針の策定と大学構成員への周知

イ 意思決定プロセスの明確化

ウ 教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化

エ 教授会の権限と責任の明確化

② 明文化された規定に基づいて管理運営を行っているか。

ア 関係法令に基づく管理運営に関する学内諸規程の整備とその適切な運用

イ 学長、学部長・研究科長及び理事（学務担当）等の権限と責任の明確化

ウ 学長選考及び学部長・研究科長等の選考方法の適切性

③ 大学業務を支援する事務組織が設置され、十分に機能しているか。

ア 事務組織の構成と人員配置の適切性

イ 事務機能の改善・業務内容の多様化への対応

ウ 職員の採用・昇格等に関する諸規程の整備とその適切な運用

④ 事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか。

ア 人事考課に基づく適正な業務評価と処遇改善

イ スタッフ・ディベロップメント（SD）の実施状況と有効性

## 2 財務

① 教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤を確立しているか。

ア 中・長期的な財政計画の立案

イ 科学研究費補助金、受託研究費等の外部資金の受入れ状況

ウ 消費収支計算書関係比率及び貸借対照表関係比率の適切性

② 予算編成及び予算執行は適切に行っているか。

ア 予算編成の適切性と執行ルールの特明確性、決算の内部監査

イ 予算執行に伴う効果を分析・検証する仕組みの確立

## X 内部質保証

1 大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか。

ア 自己点検・評価の実施と結果の公表

イ 情報公開の内容・方法の適切性、情報公開請求への対応

2 内部質保証に関するシステムを整備しているか。

ア 内部質保証の方針と手続きの特明確化

イ 内部質保証を掌る組織の整備

ウ 自己点検・評価を改革・改善に繋げるシステムの確立

エ 構成員のコンプライアンス（法令・モラルの遵守）意義の徹底

3 内部質保証システムを適切に機能させているか。

ア 組織レベル・個人レベルでの自己点検・評価活動の充実

イ 教育研究活動のデータ・ベース化の推進

ウ 学外者の意見の反映

エ 文部科学省及び認証評価機関等からの指摘事項への対応